

「パートナーシップ構築宣言」

株式会社南日本銀行（以下「当行」）は、サプライチェーンの取引先の皆さまや価値創造を図る事業者の皆さまとの連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(1) 企業間の連携

当行は、新販路開拓支援業務「WIN-WIN ネット業務」を通じて、中小規模事業者の取引先を対象に、地域の厳しい経営環境に置かれた取引先事業者を支援、新販路の紹介と事業運営方法の提供・アドバイス等のコンサルティング機能を発揮する中で、売上（本業）支援を行い、取引先と当行の経営の発展に努めています。

当行が売上支援を組織的、継続的に行うことにより、取引先と良好かつ強力なリレーション（WIN-WIN の関係）が構築され、地域経済の活性化に繋がっていきます。

(2) IT 実装支援

当行は、デジタル技術を活用した DX（デジタルトランスフォーメーション）を通じて、生産性向上や業務効率化を図っていくとともに、お客さまが必要とする「デジタル」サービスを積極的に提供していくことで、お客さまの業務効率化と働き方改革に取り組めます。

(3) 専門人材マッチング

当行は、人材紹介業務を通じて、大企業人材の取引先への還流を促すとともに、取引先の経営課題解決、持続的成長の実現に向けた支援に取り組めます。

(4) グリーン化の取り組み

当行は、「南日本銀行グループ SDGs 宣言」を制定し、地域社会が抱える課題の解決と持続可能な社会の実現に貢献し、地域とともに持続的に成長していくことを目指しています。

世界中で異常気象や自然災害による被害が甚大化するなど、これまで以上に気候変動への対応を重要な経営課題と捉え、お客さまの脱炭素社会への移行支援に取り組めます。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他

当行は、パーパス「“つながり”の強さで、地域の輝く未来をつくる」を基軸に、先行きが不透明で変化の速い時代において、取引先をはじめとしたステークホルダーの皆さまと公正・対等なパートナーシップを構築することで、地域経済・地域社会の持続的な成長・発展に貢献していきます。

これからも地域とともに成長し、地域の輝く未来をつくっていくために、取引先にも「パートナーシップ構築宣言」の策定を働きかけ、サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携が図れるよう、役職員一丸となって支援していきます。

2026年2月9日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社 南日本銀行

取締役頭取 田中 暁爾